

★★★住民税が課税されない人(令和 8 年度以降)★★★(R7.6.10 時点)

●均等割も所得割もかからない人

- ・生活保護法によって生活扶助を受けている人
- ・障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が 135 万円以下（給与所得者の年収に直すと 2,044,000 円未満）であった人

●均等割がかからない人

前年の合計所得金額が市町村の条例で定める金額以下の人

参考：福津市税条例第 24 条第 2 項

前年の合計所得金額が 415,000 円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 189,000 円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。

区 分	合計所得額	計 算 式	給与収入のみの場合
同一生計配偶者又は扶養親族を有しない者	415,000	31 万 5 千円×1 (0 人+1) +10 万円	→ 1,065,000 円
同一生計配偶者又は扶養親族を 1 人有する者	919,000	31 万 5 千円×2 (1 人+1) +18 万 9 千円+10 万円	→ 1,569,000 円
同一生計配偶者又は扶養親族を 2 人有する者	1,234,000	31 万 5 千円×3 (2 人+1) +18 万 9 千円+10 万円	→ 1,884,000 円
同一生計配偶者又は扶養親族を 3 人有する者	1,549,000	31 万 5 千円×4 (3 人+1) +18 万 9 千円+10 万円	→ 2,327,999 円
同一生計配偶者又は扶養親族を 4 人有する者	1,864,000	31 万 5 千円×5 (4 人+1) +18 万 9 千円+10 万円	→ 2,779,999 円
同一生計配偶者又は扶養親族を 5 人有する者	2,179,000	31 万 5 千円×6 (5 人+1) +18 万 9 千円+10 万円	→ 3,227,999 円

●所得割がかからない人

前年の総所得金額等が、45 万円に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（同一生計配偶者又は扶養親族がある場合には、その金額にさらに 32 万円を加算した金額）以下の人

区 分	合計所得額	計 算 式	給与収入のみの場合
同一生計配偶者又は扶養親族を有しない者	450,000	35 万円×1 人+10 万円	→ 1,100,000 円
同一生計配偶者又は扶養親族を 1 人有する者	1,120,000	35 万円×2 人+32 万円+10 万円	→ 1,770,000 円
同一生計配偶者又は扶養親族を 2 人有する者	1,470,000	35 万円×3 人+32 万円+10 万円	→ 2,215,999 円
同一生計配偶者又は扶養親族を 3 人有する者	1,820,000	35 万円×4 人+32 万円+10 万円	→ 2,715,999 円
同一生計配偶者又は扶養親族を 4 人有する者	2,170,000	35 万円×5 人+32 万円+10 万円	→ 3,215,999 円
同一生計配偶者又は扶養親族を 5 人有する者	2,520,000	35 万円×6 人+32 万円+10 万円	→ 3,703,999 円

★★★ 税制上の扶養範囲内の人(令和 8 年度以降) ★★★

あくまで税制上の扶養範囲内になります。扶養者の社会保険の扶養の金額とは異なります。社会保険の扶養につきましては、扶養者の会社の担当者にお尋ねください。また国民健康保険につきましては、本市の保険年金医療課にお尋ねください。

●同一生計配偶者または扶養親族に該当する人

前年の合計所得金額が 580,000 円以下の人

給与収入のみの場合 … 1,230,000 円

公的年金収入のみの場合、… 1,680,000 円 ※当該年度の 1/1 時点で 65 歳以上の人
… 1,180,000 円 ※当該年度の 1/2 時点で 65 歳未満の人

給与収入と年金収入がある場合

例) 65 歳以上の人で、給与収入が 1,000,000 円 年金収入が 1,300,000 円

扶養をどなたも取られていない人について

給与収入 1,619,999 円以下の場合、経費として 650,000 円を引きます。

給与所得金額 = 1,000,000 円 - 650,000 円 = 350,000 円

公的年金収入以外の収入が 10,000,000 円以下で公的年金収入が 3,299,999 円以下
の場合は、経費として 1,100,000 円を引きます。

公的年金所得金額 = 1,300,000 円 - 1,100,000 円 = 200,000 円

公的年金収入と給与収入がある人は、更に最大 100,000 円引くことができます。

※必ず 100,000 円引けるわけではありません。

合計所得金額 = 350,000 円 + 200,000 円 - 100,000 円 = 450,000 円

均等割はかかりますが 580,000 円以下のため、税制上の扶養範囲内となります。

その他収入がある方は、収入から経費を引いた額の合計額になります。

※繰越損失がある人、は繰越損失前の金額になります。

※土地家屋等の特別控除がある人、は特別控除前の金額になります。